

## 平成23年度 第4回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成23年11月18日（金）午後1時～3時
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者  
委員 松井委員、峯岸委員、明円委員  
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、道路公園課長、計画課長、土支田中央区画整理工事担当課長、交通安全課長、清掃リサイクル課職員、土支田中央区画整理課職員、スポーツ振興課職員、契約係長、同係職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
  - (1) 前回議事録の確認（資料1）
  - (2) 審議案件
    - ① 平成23年度前期入札案件の参加資格設定経過等について
      - ・工事契約一覧（資料2）
      - ・物品契約一覧（資料3）
      - ・委託等契約一覧（資料4）
      - ・設計・測量等契約一覧（資料5）
      - ・審議資料（抽出案件一覧）（資料6）
    - ② 物品買入れ契約における制限付き一般競争入札の導入について（資料7）
  - (3) 報告事項
    - ① 工事における低価格入札への対応について（資料8）
    - ② 平成24年度における工事案件の発注方針等について（資料9）
    - ③ 教育長契約の範囲の一部改正について（資料10）
    - ④ 平成23年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料11、12）
  - (4) その他  
次回開催日程
- 6 会議の内容
  - 前回議事録の確認について  
→全委員了承。
  
  - 平成23年度前期入札案件の参加資格設定経過等について（審議）
  - 抽出案件の説明  
（委員）  
当番委員である私より、今回の抽出した案件について、抽出理由を説明する。
- 1 練馬区立豊玉中学校校舎耐震補強工事 ほか複数案件

学校の耐震補強工事について、落札率が同様の数値が多いため。

- 2 交通安全施設整備（道路付属物）工事（その1）単価契約 ほか3件  
同日に開札している同種の案件で、その1の落札率が低い理由を確認したい。
- 3 練馬区立大泉学園駅南口駐車場機械式駐車装置平成23年度維持修繕工事  
高額の随意契約であるため抽出。今後のメンテナンス・設備更新は随意契約しているのか、入札となる場合はあるのかを確認したい。
- 4 前期 ペットボトルの売却（単価契約）、後期 ペットボトルの売却（単価契約）  
前期と後期に分けている理由、落札率に前期と後期で開きがある理由を確認したい。
- 5 土支田中央土地区画整理事業に係る物件等積算および折衝業務委託（単価契約）その1・その2  
予算規模が同等のため抽出。2件に分けている理由を含めて確認したい。
- 6 集水桝清掃委託（その1）単価契約 ほか7件  
その1、その3、その5、その7が同額で落札されているため抽出。また、その4とその8は落札率が低いため、その理由も確認したい。
- 7 練馬区立上石神井体育館総合管理業務委託 ほか複数案件  
体育館の総合管理業務案件の予定価格の積算方法を確認したい。

#### ●抽出案件1 練馬区立豊玉中学校校舎耐震補強工事 ほか複数案件

（事務局）

今年度、学校の耐震補強の建築工事については、21件を発注している。落札率が最も低い案件は「練馬区立上石神井小学校校舎耐震補強工事」で85.98%、最も高い案件は「練馬区立関町小学校校舎耐震補強工事」で92.01%、平均は87.05%である。内訳は、85%台が1件、86%台が15件、87%台が3件、89%台、92%台が各1件となっており、委員の指摘どおり、耐震補強工事については、落札率が85%から87%台に集中している。

耐震補強工事を含む建築工事の入札案件全36件の落札率については、落札率が最も低い案件は「練馬区役所 トイレ改修工事」で81.22%、最も高い案件は「（仮称）練馬区立中村中央公園トイレ新築工事」で95%、平均は87.18%である。内訳は81%台が1件、85%台が4件、86%台が20件、87%台が5件、88、89、90、91、92、95%台が各1件である。

以上のとおり、耐震補強工事に限らず、建築工事については、落札率が85%から87%台に集中している。

なお、落札率が最も低い「練馬区役所 トイレ改修工事」については、建築工事を多く担当する総務部施設管理課ではなく、区役所の維持管理を担当する総務部総務課が積算を行っており、積算基準も異なることから、落札率に開きがあるものと考えている。

現在、工事の発注に際し、最低制限価格については、価格自体は非公表だが、算出式は公開している。

昨年度、最低制限価格の算出方法を変更した直後は、多くの案件で最低制限価格を下

回る入札があり、中には全社が最低制限価格を下回り、入札が不調となった事例もあったが、最低制限価格の算出方法を変更してから時間が経過するとともに、事業者の積算能力が向上し、区が設定する最低制限価格になるべく近い金額で入札をしようとした結果、落札率が同様の数値に集中したものと考えている。

(委員)

耐震補強工事は同時期に多くの工事が発注されているが、区としては組織的に充分対応できると考えて発注しているのか。または、何か別の理由があって同時期に発注しているのか。

(施設管理課長)

今年度中に小中学校の耐震化を図るという区の方針があること、学校については、長期の休暇である夏休みに工事をせざるを得ないことなどから、同時期に発注している。昨年度も同程度の工事を発注しており、体制に問題はないと考えている。今年度で小中学校の耐震化が完了するため、来年度からは発注件数が減る予定である。

(委員)

工事の進捗状況、設計内容に沿って工事を行っているかどうかの監督はきちんとできているか。

(施設管理課長)

施設管理課において、学校の協力を得ながら行っている。すべての案件で、経理用地課の検査にも合格している。

(委員)

区職員に過重な負担がかかると、出来栄にも影響があるかと懸念し、質問した。対応ができているということであれば結構である。

(委員)

新聞で報道されていた、検査済証がなかったという件と、本件は関係があるか。

(施設管理課長)

今回の工事は学校の耐震補強工事であり、建築基準法上の手続きを踏むものではない。

(委員)

入札価格への影響もないか。

(施設管理課長)

ない。

★委員会最終意見

入札手続は、適切に実施されている。

●抽出案件2 交通安全施設整備（道路付属物）工事（その1）単価契約 ほか3件

(事務局)

この4件は同日同時刻に開札を行っており、1日に同じ業種の工事を落札できるのは1件までという“直近受注制限”の対象となっているため、4件のうち1件でも落札すると、以降の案件は指名を取り消している。

その1の開札において、落札者の入札額は、2番札の額5,192,000円と542,000円の金額差がある。なお、その1で2番札の事業者は、その1の入札金額と同額でその2を落札している。

この案件のように紙入札で入札を行う場合、指名取消に際しては、当該案件の入札書を事業者に戻却しており、指名取消となった案件の入札額を把握できないため、推察ではあるが、その1を落札した事業者は、その1からその4のすべての案件で、他社に比して低い金額で積算をしたものと思われる。しかし、直近受注制限により、1つ目の案件で落札となり、以降の案件は指名取消となったため、同社が落札した案件のみ低い落札率になっているものと考えている。

なお、過去の入札結果を見ると、同時期に発注する4件については、落札率が似通う傾向にある。

(委員)

その1の落札者の落札した案件以外の入札額は把握しているか。

(事務局)

開札せずに返却しているため、把握していない。

(委員)

この案件は区内業者優先で、その1の落札者だけが規模が大きいということはないか。

(事務局)

区内事業者を優先して発注しており、その1の落札者は道路舗装や一般土木といった土木の入札に多く参加をしている事業者であり、こちらの業種では区内の事業者の中で、上位の格付を有している。

(委員)

事業者は、4件すべての入札に参加希望をすることができるのか。

(事務局)

希望制指名競争入札として発注しており、申し込みに制限は設けておらず、事業者の判断により、4件すべての入札に参加希望をすることができる。

(委員)

この案件にかかわらず、すべての案件でこのような取り扱いをしているのか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

区内事業者優先の考えもあるだろうが、同じような工事で、これだけ金額に差があるのであれば、低価格でできる事業者に複数案件を受注させた方が経済的ではないか。

(事務局)

工事については、品質確保等の観点から、1日につき同業種1社1件までという受注制限を設けている。また、工期が重複する工事については、1社2件までという制限を設けている。

(委員)

品質の確保と競争性を働かせるという2つの側面があるが、同じような工事で、一方は安く、もう一方は高いというような状態は理解しづらいのでは。

★委員会最終意見

区内事業者優先と契約額のバランスについては注視されたい。

●抽出案件3 練馬区立大泉学園駅南口駐車場機械式駐車装置平成23年度維持修繕工事

(事務局)

工事の対象となる練馬区立大泉学園駅南口駐車場の機械式駐車装置は、本駐車場がある「大泉学園ゆめりあ2」の建設時に必要とされた仕様を満たす機種を選定し設置された。

その後、駐車装置の保守点検および修繕を系列の事業者が担当し、現在に至っている。

駐車装置の維持修繕工事の施工も困難であることや、平成29年までの修繕の計画を当該事業者との間で定めていることから、今後も随意契約を継続していく予定である。

(委員)

機器を作成した事業者でないとメンテナンスは難しいという理由での随意契約だと思うが、常に随意契約となるのか。本件を同業他社が行うことができるかどうかなどは確認しているのか。他の事業者が行うと、メーカーの保証が受けられなくなるといった、随意契約とした他の理由はあるのか。

(交通安全課長)

維持修繕工事は消耗品をそれぞれの交換時期に合わせて交換するものである。安全性を確保するという観点から、部品はメーカーの純正品を使いたい。他の事業者が本件を行った場合、純正品を仕入れる必要があるため、場合によっては入札を行った方が高額になることが懸念される。

(委員)

見積金額はどこから算出するのか。

(交通安全課長)

契約の相手方へ見積もりを依頼する。

(委員)

部品ごとの単価表はあるか。

(交通安全課長)

ある。

(委員)

単価表どおりの金額で契約するのか。

(交通安全課長)

予算成立後に見積もりを取りなおして減価交渉を行う。

(委員)

今回の案件についてはどうか。

(交通安全課長)

見積額と同額である。

(委員)

一般的には見積額の提示を受けて減価交渉を行うと思うが、そういった交渉はしていないのか。担当部署でも積算をし、その金額との間で合意をするのではないのか。

(経理用地課長)

一概にはいえないが、システム開発関連の契約においては、業者から見積もりの提示を受けた後、値引き交渉を行っている。

(委員)

担当職員の裁量に任されていると理解していいのか。

(経理用地課長)

現状では、経理用地課から、減価交渉をするようにというような指示はしていない。

(委員)

減価交渉を求めているのではなく、適正な価格にするための努力をしているかどうか、そういったプロセスを踏んでいるかどうかの検証をしているかということが質問の趣旨である。

(経理用地課長)

できるだけ複数社から見積もりを取って契約をするように指導している。今回のように、複数の事業者から見積もりを取るのが困難な案件については、事業者からの見積額で契約をしている事例もあると考えている。

(委員)

先ほどの説明の、他の事業者は純正品を仕入れる必要があるため、入札を行うとかわって高くなるというのは理解できるが、高くなるということの検証は必要ではないか。仕様書を提示して見積もりを依頼した場合に、メーカーでなくても安くなる可能性がある中で、そういう機会を失うことになる。高額なものを購入するときはひも付きとなり、常にメーカーやその系列会社と契約となると、形態の見直しを行う必要があると考える。

(経理用地課長)

エレベーターの保守のように、他社製の場合は保守しないというような案件以外では、予定価格を積算するにあたっての工夫を検討する。

(委員)

エレベーターの保守についても、A社製のものにはできないが、B社製のものならばできるといったことがないのか。

(経理用地課長)

エレベーターについては、数年前の事故以降、事業者が自社製品以外は保守を行わなくなっている。

(委員)

以前の入札監視委員会で、随意契約の予定価格の取り扱いについて抽出をした。いくつかの案件では落札率が下がっているが、区内部の努力によるものなのか、わかりにくい部分がある。事業者の見積額そのままに契約しているとすると、随意契約方式は見直さなければならないのではないかという話も出てくる。件数が多いこともあり、適正な価格であるという客観的な判断が必要なのでは。

(経理用地課長)

工事については積算の基準があるが、委託などでは見積もりを取って、予定価格を積算しているというのが実情である。見積もりの取り方については工夫の余地がある。委託などは区で積算の根拠がない中で、どのようにして適正に予定価格を設定するかは課題となっている。難しいが検討していきたい。

(委員)

本件と同じような駐車場設備は区内にあるか。

(交通安全課長)

ない。

(委員)

他の形式のもので、こういうメンテナンスを行うといくらぐらい費用がかかるという情報は持っているか。

(交通安全課長)

持っている。

(委員)

それと比べて、本件が高額ということはあるか。



(交通安全課長)

他の施設は一般的な施設であり、本件の施設とは単純に比較できないが、適正な価格であるということを担保する方法を検討していきたい。

(委員)

メンテナンスを行うにあたって部品の耐用年数などを把握しておかないと、事業者のいいなりになってしまうおそれがあり、適正な価格での随意契約とはいえない。

(交通安全課長)

部品の耐用年数は把握している。

#### ★委員会最終意見

予定価格の積算にあたっては、客観的に適正な価格であることを確認できるようにするとともに、メンテナンスについて、行政として主体的に事業者に指導できる姿勢を取れるようにすること。

#### ●抽出案件4 前期 ペットボトルの売却（単価契約）、後期 ペットボトルの売却（単価契約）

(事務局)

前期と後期に分けている理由は、市況価格に変動があるためであり、従来は年間を通じた契約だったが、昨年度より前期と後期に分けて契約している。

落札率に前期と後期で開きがある理由は不明であるが、前期分・後期分とも、複数の事業者から見積もりを取り、予定価格を積算している。

前期と後期に契約を分けた昨年度からの落札率を見ると、前期が高く、後期が低い傾向にあるので、市況における需要との兼ね合いが考えられる。

(委員)

よく事情はわかった。

(清掃リサイクル課)

ペットボトルのリサイクルの現状について補足をすると、練馬区は、国がつくった売却ルートと区独自の売却ルートがある。国のルートは指定法人に売却するものだが、こちらは市況の変動に強く、引き取り手がなくなったときの対応として残しており、一方、歳入を最大限に確保するため、区独自の売却ルートをつくっている。国のルートと区のルートで、半々の割合で売却を行っている。平成18年、19年と売却価格が上昇したが、リーマンショックの影響により20年度の売却価格が大幅に下がったこともあり、21年度

から前期と後期にわけて売却を行っている。23年度後期分が高額で契約されている理由については、東日本大震災の影響により、東北地方からの供給が途絶えたため、首都圏からの供給ルートを確認したかったという業者個別の理由もあると聞いている。

★委員会最終意見

入札手続きは適切に実施されている。

●抽出案件5 土支田中央土地区画整理事業に係る物件等積算および折衝業務委託（単価契約）その1・その2

（事務局）

この案件は、1件にまとめると規模が大きく、一事業者ではこなせないという判断により、2件に分けている。積算根拠も同じである。

落札金額が同額である理由については不明だが、過去数年の入札状況を見ると、他にも同額となった年度もある。また、事業者の入札額は1万円単位であり、落札率も高いことが多く、区側の積算をある程度予測した上で、1万円単位で入札を行っているため、同額での落札になったものと考えられる。

※質疑なし。

★委員会最終意見

入札手続きは適切に実施されている。

●抽出案件6 集水桝清掃委託（その1）単価契約 ほか7件

（事務局）

まず、その1とその5、その3とその7が同額で落札されている理由について説明する。この案件は、区内を4つの地区に分け、半年ずつ、前期と後期に分けて契約しているものであり、その1からその4が前期、その5からその8が後期である。

その1とその5、その3とその7は、委託内容・履行場所が同じであり、違いは履行期間のみである。入札の結果、その1とその5、その3とその7は同じ事業者が落札している。区の積算基準は前期と後期で異なるため、予定価格に違いがあるが、事業者は委託内容が同じであるため、前期と後期で同じ積算をし、落札価格が同じになったと考えている。

つぎに、その4とその8の落札率が低い理由について説明する。前述のとおり、その4とその8は委託内容・履行場所が同じであり、違いは履行期間のみである。この案件の履行場所は旧第四土木出張所管内（大泉地区）であり、他の地区と集水桝の形状が異なり、業者に発注する予算の限度額も多くなっている。このため、各社が「この案件を履行し

たい」と思い、企業努力により他の案件より厳しく積算をした結果、この案件の落札率が低くなっているものと思われる。

地区が異なる、その1とその3、その5とその7が同額で落札されている理由については、不明であり、偶然にこの2社の積算が一致したものと思われる。なお、昨年度においては、同額ではなく、異なる額で落札されている。

(委員)

その4とその8の落札率が低いのは、この案件の予定価格が高いというのが理由ではないか。22年度前期の案件では、最低制限価格未満での失格者もいる。

(事務局)

予定価格は所管課において単価表等に基づいて積算しており、適正な価格であると認識している。予定価格自体は非公表であり、事業者の積算と折り合わなかったと考えている。なお、最低制限価格は予定価格の70～90%の範囲内で設定している。

(道路公園課長)

23年度前期の案件では、失格者がなく落札されている。低価格ではあるが、受注意欲がある事業者が、区が設定する最低制限価格を推測しながら、入札したというのが実情であると考えている。

(総務部長)

現在の発注は旧土木出張所の管轄毎に行っているが、区分けの変更はできないか。

(道路公園課長)

どの案件でも8つの基本的な工種があり、貯留地の有無や柵の形状といった、旧土木出張所毎の状況に合わせて、工種を追加している。区分けを変更することにより、8つの工種を基本とした現在の発注が行えなくなり、受託できる事業者が限られてしまうおそれがある。

(総務部長)

この案件に限らず毎年度、同じ工種で定例的に発注している案件については、入札参加事業者も同じになることがあり、発注方法が課題となっている。

(道路公園課長)

この案件については、ゲリラ豪雨への対応のため、多くの集水柵を常に綺麗に保つ必要があり、事業者の履行体制を考えると、区分けの統合は困難である。また、区分けの細分化については、積算の変更に伴い予定価格が高くなるなど、メリットがなく、現在

の区分けが最適であると考えている。

(委員)

落札事業者は重なることが多いのか。

(道路公園課長)

入札結果を見ると、全件ではないが、同じ事業者が落札している事例がある。落札できなかった事業者については、下請として携わることもできる。

(委員)

同一の入札に参加している事業者を下請にしてもよいのか。

(道路公園課長)

可能である。

(経理用地課長)

再委託は禁止していない。

(委員)

再委託先については把握しているか。

(道路公園課長)

工事と同様に下請届の提出を求めており、把握している。

(事務局)

異なる案件で、再委託先が同じということはないか。

(道路公園課長)

ない。

(委員)

同じ会社への再委託は禁止しているのか。

(総務部長)

工事でないため、禁止していない。

(経理用地課長)

委託契約についても、再委託の制限を検討している。独自に再委託の制限を設けている区もあるので、そのような事例も参考にしていく。全面禁止をすると業務の執行に影響が出ることも想定されるため、適正な履行を担保しつつ、制限の内容を考えていく。

★委員会最終意見

入札手続きは適切に実施されている。

●抽出案件7 練馬区立上石神井体育館総合管理業務委託 ほか複数案件

(事務局)

体育館の総合管理業務案件の積算方法は、まず、事業主管課において、事業者に見積もりを依頼し、見積金額と過去数年の契約額の比較を行う。体育館の総合管理業務については、年度により契約額に大きな変動があるため、見積額から次年度の予算額を設定するという作業を行っている。また、体育館関係全体の予算の総額が決まっているので、予算内に収まるように、各体育館の予算を割り振るという作業も必要になる。

以上のとおり、事業者の見積額をそのまま予定価格とするのではなく、過去の入札結果と全体の予算額を加味して予定価格を積算している。

(委員)

体育館によって、見積額から予定価格への減算率が異なるが、どのように積算しているのか。

(スポーツ振興課)

上石神井体育館で言えば、過去の契約金額は5500万円、4700万円、4200万円となっており、事業者からの見積額を踏まえつつ、落札される金額と考え、予定価格を設定した。

(委員)

事業者の見積額は、複数社から取った見積額の平均値か。

(スポーツ振興課)

受託中の事業者1社からのみである。

(委員)

同業種の案件だが、他の事業者に見積もりを依頼することはないのか。

(スポーツ振興課)

総合体育館は別の事業者に見積もりを依頼した。

(経理用地課長)

複数の事業者から見積もりを取って予定価格を設定することが望ましいため、今後、所管課と調整していきたい。受託中の事業者だけではなく、他の事業者にも見積もりを依頼し、比較をすることが必要であると考えている。

(委員)

見積もりの提出を受けた事業者が、今年度の入札で落札者となっているか。

(スポーツ振興課)

全ての体育館で見積もり事業者が落札しているわけではなく、入札の結果、他の事業者が落札している案件もある。なお、総合体育館は前年度の受託事業者以外から見積もりを取った。

(委員)

施設の状況を見せた上で、見積もりを出してもらうのか。

(スポーツ振興課)

仕様書の提示により、見積もりを依頼している。

(総務部長)

毎年度、同じ施設、同じ仕様で発注される案件の発注方法については、課題があると考えている。一方で、財政当局からの指導もあるため、主管課だけではなく、財政当局、契約担当を含めて調整の必要があると認識している。

★委員会最終意見

業者見積もりの取り方について検討の余地あり。

■物品買入れ契約における制限付き一般競争入札の導入について（審議）

(事務局)

資料7に基づき説明。

※質疑なし。

★委員会最終意見

提案のとおり執行を。

■工事における低価格入札への対応について（報告）

（経理用地課長）

資料8に基づき説明。

■平成24年度における工事案件の発注方針等について（報告）

（経理用地課長）

資料9に基づき説明。

（委員）

次回、平成24年度の発注方針について議題とする際に、本資料も添付されたい。

■教育長契約の範囲の一部改正について（報告）

（事務局）

資料10に基づき説明。

■平成23年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（報告）

（事務局）

資料11、12に基づき説明。

■次回開催日程

平成24年1月19日午後1時30分からを予定。